

平成 29 年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、法人税及び地方法人税の申告書については、平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度等に係る申告書から、法人番号を記載していただくこととなります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」の入口から簡単にアクセスすることができます。